

## 三芳町自然の森・レクリエーション公園条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、三芳町自然の森・レクリエーション公園条例（平成26年三芳町条例第〇〇号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開場時間等)

第2条 条例第3条の開場時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 条例第3条の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (使用許可の申請)

第3条 条例第4条前段の規定により、三芳町自然の森・レクリエーション公園（以下「レクリエーション公園」という。）の使用の許可を受けようとする者は、自然の森・レクリエーション公園使用許可申請書（様式第1号）を使用期日の15日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、使用許可申請書の提出の期日を変更することができる。

2 前項の規定による申請は、使用期日の3月前の日の属する月の初日から行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により登録を承認された団体（以下「登録団体」という。）は、使用期日の1年前の日の属する月の初日から第1項の規定による申請を行うことができる。

### (使用許可書等)

第4条 町長は、条例第4条の使用の許可をしたときは、条例第8条の使用料を徴し、自然の森・レクリエーション公園使用許可書兼領収書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

2 条例第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、レクリエーション公園使用の際に使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

### (使用の中止等)

第5条 使用者は、レクリエーション公園の使用を中止しようとするときは、自然の森・

レクリエーション公園使用取消・還付申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、条例第4条後段の規定により、許可された事項を変更するときは、あらかじめ町長に許可を受けなければならない。この場合において、当該変更により既に納付した使用料に不足が生じるときは、これを納付しなければならない。

（団体登録）

第6条 町内に在住する小学校就学の始期に達するまでの者又は小学校、中学校の児童若しくは生徒により構成され、3か月以上の活動実績を持つスポーツ団体は、団体の登録（以下「団体登録」という。）をすることができる。

- 2 団体登録をしようとする団体は、自然の森・レクリエーション公園使用団体登録申請書（様式第4号）に必要書類を添えて町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録についての可否を決定し、自然の森・レクリエーション公園団体登録承認（不承認）通知書（様式第5号）により、当該団体に通知するものとする。
- 4 町長は、登録団体から登録の取消しの申出があったとき、又は団体登録の申請に虚偽があったことを知ったときは、その登録を取り消すことができる。

（使用料の減免）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第8条第3項の規定により、当該各号に定める割合に応じて使用料を減免することができる。

- (1) 町が主催又は共催する事業に使用する場合 100分の100
- (2) 町内小中学校及び保育施設がレクリエーション活動等のため使用する場合 100分の100
- (3) 登録団体が使用する場合 100分の100
- (4) その他町長が必要と認める場合 町長が定める割合

（使用料の還付）

第8条 条例第8条第4項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、自然の森・レクリエーション公園使用取消・還付申請書にその旨を記載し、町長の許可を受けなければならない。

- 2 条例第8条第4項ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理上又は公益上特に必要があるため、町長が使用の許可を取り消したとき 全額
  - (2) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかつたとき 全額
- (特別な設備等の許可申請)

第9条 条例第9条の許可を受けようとする者は、自然の森・レクリエーション公園使用許可申請書にその旨を記載しなければならない。

(管理上の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退出を命ずることができる。

- (1) 感染性の疾病があると認められる者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (3) 風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第11条 レクリエーション公園においては、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内の清潔を保つこと。
- (2) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等を設置しないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気の使用又は飲食をしないこと。
- (4) 施設又は付属設備等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (5) その他管理上必要があると町長が認めること。

(管理)

第12条 レクリエーション公園の管理は、都市計画課が行う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。